

令和5年9月28日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料  
(その1)

健康医療局

## 目 次

ページ

1	新型コロナウイルス感染症の10月以降の対応について.....	1
2	「神奈川県感染症予防計画」の改定について .....	3
3	「第8次神奈川県保健医療計画」の策定について.....	6
4	「神奈川県医療費適正化計画」の改定について .....	10
5	「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定について.....	13
6	「かながわ健康プラン21」の改定について.....	16
7	「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」の改定について.....	19
8	「神奈川県がん対策推進計画」の改定について .....	22
9	「神奈川県循環器病対策推進計画」の改定について.....	25
10	「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定について.....	27
11	「医療法施行条例」の一部改正について .....	29
12	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学第二期中期目標の策定について .....	30

## 1 新型コロナウイルス感染症の10月以降の対応について

令和5年5月8日に感染症法上の類型が「5類感染症」に変更された新型コロナウイルス感染症について、公費負担の措置など、10月以降の県の対応について報告する。

### (1) これまでの経緯

令和5年5月8日	改正省令が施行（4月28日公布）され、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更された。
令和5年9月15日	10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について、国から方針が示された。
令和5年9月22日	国が示した方針等を踏まえ、県の対応について記者発表を行った。

### (2) 医療提供体制

#### ア 外来対応医療機関の公表

##### (ア) 9月30日までの対応

コロナの診療に対応する外来対応医療機関の指定・公表を行ってきた。

##### (イ) 10月1日からの対応

外来対応医療機関の指定・公表を当面継続する。

#### イ 医療機関に対する病床確保料

##### (ア) 9月30日までの対応

事前に病床を確保した医療機関に対して、5類以降後は対象を限定化した上で病床確保料を支払ってきた。

##### (イ) 10月1日からの対応

対象期間を感染拡大期のみ限定するとともに、単価を見直した上で、令和6年3月まで継続する。

### (3) 患者に対する支援

#### ア 医療費

##### (ア) 9月30日までの対応

治療薬及び入院医療費の一部の費用は公費負担であった。

##### (イ) 10月1日からの対応

他の疾病との公平性の観点も踏まえ、一定の自己負担を求めつつ公費支援を令和6年3月まで継続する。

項目	9月30日までの対応	10月1日以降の対応
治療薬	抗ウイルス薬などの高額な薬剤費は無料(公費負担)	自己負担割合に応じて、段階的な自己負担を導入 ※最大9,000円の自己負担
入院医療費	保険診療(自己負担あり) ※最大2万円を減額	保険診療(自己負担あり) ※最大1万円を減額

※検査、診療、解熱剤等、入院食事代は5月8日の類型変更に伴って既に保険診療(自己負担あり)となっている。

#### イ 相談窓口

##### (ア) 9月30日までの対応

陽性判明後の体調悪化時等の相談窓口として、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルを継続していた。

##### (イ) 10月1日からの対応

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルを令和6年3月まで継続し、引き続き県民の相談に対応する。

#### ウ 高齢者コロナ短期入所施設

##### (ア) 9月30日までの対応

医療ひっ迫を軽減させることを目的に、65歳以上の高齢者に対応する宿泊療養施設(県立さがみ緑風園内)の運営を継続していた。

##### (イ) 10月1日からの対応

高齢者等の療養のための宿泊療養施設に係る公費支援は9月末で終了するとの国の方針が示されたことから閉所する。

#### (4) ワクチン接種

特例臨時接種は延長され、高齢者等の重症化リスクの高い者や医療施設等従事者は春夏及び秋冬の2回接種を実施し、その他の方は秋冬に1回接種を実施している。

個別医療機関を中心とする体制への移行を推進し、市町村主体で接種を実施していることから、令和5年秋開始接種について、県の大規模接種会場は設置しない。

県の副反応等の専門相談体制(副反応等相談コールセンター)は当面継続する。

## 2 「神奈川県感染症予防計画」の改定について

平成29年3月に改定した「神奈川県感染症予防計画」について、令和5年5月26日に国の基本指針が改正されたことを踏まえ、令和6年3月に改定を予定しており、今般、改定計画の骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 計画の性格

感染症法第10条第1項の規定により、感染症の予防のための施策の実施に関し、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して都道府県等が策定する計画

#### イ 改定時期

令和5年5月26日に国の基本指針が改正されたことを踏まえ、令和6年3月に改定を予定（概ね5年に1度）

#### ウ 計画改定のポイント

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等に関する数値目標を設定する。
- ・ 数値目標を担保するため、関係医療機関等と協定を締結する。
- ・ 都道府県連携協議会を設置し、同協議会の結果を踏まえて計画を改定する。
- ・ 保健所設置市においても、新たに同計画を策定することから、県の計画の改定に当たり連携を図る。

### (2) 改定計画の骨子案（※下線部は、新たに盛り込む項目）

#### ア はじめに

#### イ 感染症対策の推進の基本的な考え方

#### ウ 本編

- (ア) 感染症の発生の予防に関する事項
- (イ) 感染症のまん延防止に関する事項
- (ウ) 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- (エ) 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- (オ) 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- (カ) 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- (キ) 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- (ク) 宿泊施設の確保に関する事項
- (ケ) 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- (コ) 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項
- (サ) 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物質等の確保に関する事項
- (シ) 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項
- (ス) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質向上に関する事項
- (セ) 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- (ソ) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項
- (タ) 感染症対策における関係機関及び関係団体との連携
- (チ) その他感染症の予防の推進に関する重要事項

## エ 特定の感染症対策 — 結核

- (ア) 本県における結核の現状
- (イ) 原因の究明
- (ウ) 保健所の機能強化
- (エ) 発生の予防及びまん延の防止
- (オ) 医療の提供
- (カ) 施設内（院内）感染の防止
- (キ) 研究開発の推進
- (ク) 人材の養成
- (ケ) 普及啓発及び人権の尊重
- (コ) 具体的な目標

## オ 特定の感染症対策 — その他の感染症

### カ 資料編

### キ 用語の解説

### (3) 今後のスケジュール

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 令和5年12月            | 第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告 |
| 令和5年12月<br>～令和6年1月 | 改定計画素案に対するパブリックコメントを実施  |
| 2月                 | 第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告  |
| 3月                 | 計画の改定                   |

### 3 「第8次神奈川県保健医療計画」の策定について

平成30年3月に策定した「第7次神奈川県保健医療計画（平成30年度～令和5年度）」について、計画期間が満了することから、令和6年度を初年度とする新たな計画を策定することとし、今般、第8次計画の素案たたき台を作成したので報告する。

#### (1) これまでの経過

- 令和5年5月 第1回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
- 6月 第2回定例会厚生常任委員会に計画骨子案を報告
- 7月 第2回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
- 8月 県内8区域で第1回地域医療構想調整会議を開催

#### (2) 第8次計画策定の概要

##### ア 策定の趣旨

医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した効率的で質の高い保健医療提供体制を整備するため、第8次の計画を策定する。

##### イ 計画の性格

医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするものである。

##### ウ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

##### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### (3) 第8次計画策定のポイント

##### ア 策定の視点

###### (ア) 新興感染症対策

国の医療計画策定指針により、第8次計画から新たに事業として位置づけられることとなった「新興感染症」を項目として追加する。

###### (イ) 医療DXの推進

医師の働き方改革や生産年齢人口の減少により、今後は限られた医療資源を効率的・効果的に活用していく必要があることから「ICT、デジタル技術の活用」を推進していくこととし、「医療DXの



推進」を項目として新たに追加する。

(ウ) ロジックモデルの導入

計画策定後の進捗管理をより適切に行うため、達成すべき目標と取り組むべき施策の関連性を体系的に整理した「ロジックモデル」を新たに導入する。

**イ 保健医療圏と基準病床数**

(ア) 二次保健医療圏

二次保健医療圏の設定について、神奈川県保健医療計画推進会議及び各地域医療構想調整会議において議論し、第8次計画においても現行の9圏域を継続することについて同意を得た。

(イ) 基準病床数

保健医療計画で定めることとされている基準病床数（療養病床・一般病床）は、国が示した計算式により算出することとされているが、各地域の意見を聞きながら今後検討を進める。

**(4) 計画素案たたき台の概要（※下線部は、第8次計画から新たに盛り込む項目）**

**ア 総論**

(ア) 基本的事項

- a 計画策定の趣旨
- b 計画の性格
- c 第7次計画の評価
- d 計画の基本理念及び基本目標
- e 計画期間
- f 関連する計画等

**イ 各論**

(ア) 事業別の医療体制の整備・充実

- a 総合的な救急医療
- b 精神科救急
- c 災害時医療
- d 周産期医療
- e 小児医療
- f 新興感染症

(イ) 疾患別の医療連携体制の構築

- a がん
- b 脳卒中

- c 心筋梗塞等の心血管疾患
- d 糖尿病
- e 精神疾患
- (ウ) 未病対策等の推進
  - a 未病を改善する取組の推進
  - b こころの未病対策
  - c 歯科保健対策
  - d ICTを活用した健康管理の推進
  - e 健康・医療・福祉分野において社会システムや技術の革新を起  
こすことができる人材の育成
- (エ) 地域包括ケアシステムの推進
  - a 在宅医療
  - b 高齢者対策
  - c 障がい者対策
  - d 母子保健対策
  - e 難病対策
  - f 地域リハビリテーション
- (オ) 医療従事者の確保・養成
  - a 医師
  - b 外来医療に係る医療体制の確保
  - c 看護職員
  - d 歯科医師、薬剤師、その他の医療・介護従事者
- (カ) 総合的な医療安全対策の推進
- (キ) 県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備
  - a 医療・薬局機能情報の提供、医療に関する選択支援
  - b 地域医療支援病院の整備
  - c 公的病院等の役割
  - d 歯科医療機関の役割
  - e 訪問看護ステーションの役割
  - f かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の  
普及
  - g 病病連携及び病診連携
  - h 最先端医療・技術の実用化促進
  - i 医療DXの推進
- (ク) 個別の疾病対策等
  - a 認知症施策

- b 健康危機管理対策
- c 感染症対策
- d 肝炎対策
- e アレルギー疾患対策
- f 血液確保対策と適正使用対策
- g 臓器移植・骨髄等移植対策

#### ウ 地域医療構想

#### エ 計画の推進

- (ア) 計画の推進体制等
  - a 計画策定の検討経緯
  - b 計画の推進体制
  - c 計画の進行管理

#### (5) 今後のスケジュール

- |                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| 令和5年10月            | 第3回神奈川県保健医療計画推進会議を開催      |
| 10月                | 神奈川県医療審議会へ中間報告            |
| 11月                | 県内8区域で第2回地域医療構想調整会議を開催    |
| 11月～12月            | 第4回及び第5回神奈川県保健医療計画推進会議を開催 |
| 12月                | 第3回定例会厚生常任委員会へ計画素案を報告     |
| 令和5年12月<br>～令和6年1月 | 計画素案に対するパブリックコメントを実施      |
| 1月                 | 県内8区域で第3回地域医療構想調整会議を開催    |
| 2月                 | 第6回神奈川県保健医療計画推進会議を開催      |
| 2月                 | 第1回定例会厚生常任委員会へ計画案を報告      |
| 3月                 | 神奈川県医療審議会への諮問             |
| 3月                 | 計画の策定                     |

## 4 「神奈川県医療費適正化計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県医療費適正化計画（第三期）」（平成30年度～令和5年度）について、計画期間が満了することから、令和6年3月に改定を予定しており、今般、改定計画の骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

75歳以上人口の急速な増加による医療費の増大、またそれを支える生産年齢人口の減少に対応し、県民の医療費の負担が将来的に過大とならず、誰もが安心して医療・介護サービスを受けられるよう医療費の伸びの適正化を図るため、第四期の計画として改定する。

#### イ 計画の性格

高齢者の医療の確保に関する法律第9条の規定に基づく法定計画であり、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定め、その実現のために施策を展開し、目標の達成を通じて将来的な医療費の伸びの適正化を図っていくものである。

#### ウ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

#### エ 計画改定の考え方とポイント

令和5年7月20日に国から告示された「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」に基づいて、改定をする。

- ・ 新たに「高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防」や「バイオ後続品の使用促進」、「医療資源の効果的・効率的な活用」等を取組目標として追加
- ・ 医療費適正化の目標達成に向けて、保険者や医療の担い手等の協力を得つつ、県が中心的な役割を果たしていくことを明記
- ・ 保険者協議会が必置化され、県計画の作成及び実績評価に関与し、協議及び意見の提出など、計画への関わりを強化
- ・ 計画策定後の進捗管理をより適切に行うため、達成すべき目標と取り組むべき施策の関連性を体系的に整理した「ロジックモデル」を、第四期計画から一部導入

### (2) 改定計画の骨子案(※下線部は、第四期計画から新たに盛り込む項目)

#### ア 神奈川県医療費適正化計画改定の趣旨

(ア) 神奈川県医療費適正化計画の改定の背景

- a 国における医療制度改革の動向
- b 神奈川県医療費適正化計画の改定の背景
- (イ) 計画の基本的な考え方
  - a 基本理念
  - b 計画の位置付け
  - c データ分析による評価・改善
  - d 関連する計画等
- (ウ) 計画の期間
- イ 神奈川県医療費を巡る状況**
  - (ア) 現状と課題
    - a 医療費等の動向
    - b 課題
- ウ 医療費の見込みと計画の目標**
  - (ア) 医療費の見込み
    - a 県民医療費の推計方法
    - b 計画策定時の医療費
    - c 計画終了時の医療費
    - d 市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度の1人当たり保険料の試算
    - e 計画期間中の医療費の調査及び分析
  - (イ) 計画の目標
    - a 県民の健康の保持の推進に関する目標
    - b 医療の効率的な提供の推進に関する目標
- エ 計画の推進体制・役割**
  - (ア) 計画の推進体制・役割
    - a 計画の推進体制
    - b 関係機関及び団体等の役割
- オ 施策の展開(ロジックモデルの一部導入)**
  - (ア) 県民の健康の保持の推進のための取組
    - a 特定健康診査の推進
    - b 特定保健指導の推進
    - c メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少の推進
    - d 生活習慣病等の重症化予防の推進
    - e たばこ対策の推進
    - f がん検診の推進
    - g 予防接種の推進

- h 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
- i 未病対策の推進
- (イ) 医療の効率的な提供の推進のための取組
  - a 病床機能の分化及び連携
  - b 地域包括ケアシステムの推進
  - c 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進
  - d 医薬品の適正使用の推進
  - e 適正な受診の促進等の取組
  - f 医療資源の効果的・効率的な活用
  - g 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進

## カ 評価

- (ア) 計画の評価
  - a 評価等
  - b 評価方法

## (3) 今後のスケジュール

- |         |  |
|---------|--|
| 令和5年11月 | 神奈川県医療費検討委員会にて改定計画素案を議論                    |
| 12月     | 第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告                    |
| 12月     | 改定計画素案に対するパブリックコメントを実施<br>(令和5年12月～令和6年1月) |
| 令和6年2月  | 市町村・保険者協議会との法定協議                           |
| 2月      | 第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告                     |
| 3月      | 計画の改定                                      |

## 5 「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定について

令和2年12月に策定した「神奈川県国民健康保険運営方針（令和3年度～令和5年度）」について、対象期間が満了することから、令和6年3月に改定を予定しており、今般、改定方針の骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

国民健康保険法第82条の2の規定に基づき定めた神奈川県国民健康保険運営方針（令和3年度から令和5年度）に基づく国民健康保険事業の運営状況等を踏まえ、方針を改定する。

#### イ 方針の性格

平成30年度の制度改正により、都道府県が国保事業の財政運営の責任主体となったことに伴い、県と市町村が共通認識の下で財政運営を行うとともに、各市町村が行う事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定めるものである。

#### ウ 対象期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（3年で中間見直し）とする。

#### エ 方針改定の考え方とポイント

令和5年6月に国が改定した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を踏まえ、県の策定する「神奈川県医療費適正化計画」等関連する県計画との調和を図りながら、改定する。

- ・ 制度改正後の国民健康保険事業の運営が概ね順調に実施されていることを踏まえ、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、更なる事業の広域化や効率化、保険料水準の統一や医療費適正化を推進  
特に、保険料水準の統一については、統一に向けた具体的なロードマップを明記
- ・ 医療費適正化計画等との整合性の観点を踏まえ、国民健康保険法が改正され、「おおむね6年」ごとに方針を定めるものとされたことから、対象期間を6年（3年で中間見直し）として方針を策定
- ・ また、上記法改正において、これまで任意記載事項とされていた「医療費の適正化の取組に関する事項」と「市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項」が必須記載事項化

### (2) 改定方針の骨子案（※下線部は、方針改定のポイントとなる項目）

#### ア 基本的な事項

##### (ア) 策定の目的

- (イ) 策定のプロセス
- (ウ) 対象期間
- イ 国保医療費及び財政の見通し**
  - (ア) 国保被保険者数の動向
  - (イ) 国保医療費の動向
  - (ウ) 国保医療費の将来見通し
  - (エ) 財政収支の状況
  - (オ) 国保財政の将来見通し
  - (カ) 赤字の削減・解消
  - (キ) 財政安定化基金の運用
- ウ 保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化**
  - (ア) 保険料（税）賦課の状況
  - (イ) 標準的な保険料（税）の算定方法
  - (ウ) 納付金の算定方法
  - (エ) 保険料水準の統一に向けた取組
- エ 保険料（税）の徴収の適正な実施**
  - (ア) 保険料（税）徴収の状況
  - (イ) 収納率目標の設定
  - (ウ) 収納率向上に向けた取組の推進
- オ 保険給付の適正な実施**
  - (ア) 保険給付の適正化の状況
  - (イ) 保険給付の適正化に向けた取組の推進
- カ 医療費適正化に関する取組**
  - (ア) 特定健診受診率向上に関する取組
  - (イ) 特定保健指導実施率向上に関する取組
  - (ウ) 被保険者の適正受診に関する取組
  - (エ) 糖尿病対策に関する取組
  - (オ) 地域包括ケアに推進に関する取組
- キ 国保事務の広域的及び効率的な運営の推進**
  - (ア) 市町村事務処理標準の設定
  - (イ) 共同事務処理の推進
- ク 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携**
  - (ア) 保健医療サービス・福祉サービス等との連携
  - (イ) 県が定める各種計画との整合性
- ケ 県・市町村・国保連間の連絡調整**
  - (ア) 連携会議（国民健康保険協議会）の開催
  - (イ) 方針の見直し



### (3) 今後のスケジュール

- ～令和5年10月 国民健康保険協議会にて改定方針素案を議論
- 11月 国民健康保険法に基づく市町村への意見照会（医療費適正化計画等に関連する内容を除く。）
- 11月 神奈川県国民健康保険運営協議会にて改定方針素案を議論
- 12月 第3回定例会厚生常任委員会へ改定方針素案を報告
- 令和6年2月 国民健康保険法に基づく市町村への意見照会
- 2月 第1回定例会厚生常任委員会へ改定方針案を報告
- 3月 神奈川県国民健康保険運営協議会へ諮問・答申
- 3月 方針の改定

## 6 「かながわ健康プラン21」の改定について

平成25年3月に策定した「かながわ健康プラン21（第2次）」（平成25年度～令和5年度）について、計画期間が満了することから、令和6年3月に計画を改定することとしており、今般、改定計画の骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

本県の健康増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「かながわ健康プラン21（第2次）」を改定する。

#### イ 計画の性格

健康増進法第8条に基づく都道府県健康増進計画である。

#### ウ 計画期間

令和6年度から令和17年度までの12年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 計画改定の考え方とポイント

これまでのかながわ健康プラン21の構成を踏襲しつつ、国の基本方針（「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」通称「健康日本21」）等に基づき、次の事項を踏まえて改定する。

- ・ 健康日本21（第三次）の基本的な方向に位置づけられた、「社会環境の質の向上」及び「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」を項目として追加
- ・ かながわ健康プラン21（第2次）の最終評価では、女性の健康寿命の伸びが低いという結果になったため、かながわ健康プラン21（第3次）においては、女性の健康づくりに向けた取組みを強化
- ・ 県の関連計画（かながわグランドデザイン、医療費適正化計画、がん対策推進計画、歯及び口腔の健康づくり推進計画、食育推進計画等）との整合

### (2) 改定骨子案（※下線部は、第3次計画から新たに盛り込む項目）

#### ア はじめに

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の位置づけ
- (ウ) 関連する計画等との整合性
- (エ) 計画改定の基本的な考え方
- (オ) 計画の期間

## イ 神奈川県に関する現状

- (ア) 人口
- (イ) 高齢化率
- (ウ) 平均寿命
- (エ) 死亡

## ウ 「かながわ健康プラン21（第3次）」の目標

- (ア) 「かながわ健康プラン21（第3次）」の目指す姿
- (イ) 基本的な方向
- (ウ) 具体的な目標
  - a 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
  - b 個人の行動と健康状態の改善
    - (a) 生活習慣の改善
      - ・ 栄養・食生活
      - ・ 身体活動・運動
      - ・ 休養・睡眠
      - ・ 飲酒
      - ・ 喫煙
      - ・ 歯・口腔の健康
    - (b) 生活習慣病の発症予防・重症化予防
      - ・ がん
      - ・ 循環器病
      - ・ 糖尿病
      - ・ COPD
      - ・ 健診等
    - (c) 生活機能の維持・向上
  - c 社会環境の質の向上
    - (a) 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上
    - (b) 自然に健康になれる環境づくり
    - (c) 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備
  - d ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
    - (a) こども
    - (b) 高齢者
    - (c) 女性
  - e 個人の取組目標

## エ 推進体制

- (ア) 関係機関・団体等の役割
- (イ) 計画の推進体制

## オ 評価

### (3) 今後のスケジュール

令和5年10月	かながわ健康プラン2.1目標評価部会の意見を聴取
12月	第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告
令和5年12月	改定計画素案に対するパブリックコメントを実施
～令和6年1月	
1月	かながわ健康プラン2.1目標評価部会の意見を聴取
2月	生活習慣病対策委員会にて審議
2月	第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告
3月	計画の改定

## 7 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」の改定について

平成 25 年 3 月に策定した「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」（平成 25 年度～令和 5 年度）について、計画期間が満了することから、令和 6 年 3 月に改定を予定しており、今般、改定計画の骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

本県の歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進するため、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」を改定する。

#### イ 計画の性格

- ・ 歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条に基づく、歯科口腔保健施策の総合的な実施のための計画
- ・ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例第 11 条に基づく、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

#### ウ 計画期間

令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 計画改定の考え方とポイント

これまでの神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画の構成を踏襲しつつ、国の基本方針（「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」通称「歯・口腔の健康づくりプラン」）等に基づき、次の事項を踏まえて改定する。

- ・ 令和 5 年 3 月に改正された「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の改正内容を踏まえ、「感染症対策」及び「大規模災害時の歯科口腔保健」を項目として追加
- ・ 県の関連計画（かながわグランドデザイン、医療費適正化計画、がん対策推進計画、かながわ健康プラン 2 1、食育推進計画等）との整合

### (2) 改定骨子案（※下線部は、新たに盛り込む項目）

#### ア 計画の改定にあたって

- (ア) 経緯
- (イ) 計画の目的
- (ウ) 計画の期間
- (エ) 計画の位置づけ

- (オ) 計画の基本的な方針
  - a 歯及び口腔に関する健康格差の縮小
  - b 歯及び口腔疾患の予防
  - c 口腔機能の獲得・維持・向上
  - d 障がい児者及び要介護者等の歯と口腔の健康づくりの推進
  - e 歯と口腔の健康づくりを推進するための社会環境の整備
- (カ) 「政策のマネジメント・サイクル」について

## イ 目標及び施策の方向

- (ア) 基本的な方針に対する目標及び施策の方向
  - a 歯及び口腔に関する健康格差の縮小における目標等
  - b 歯及び口腔疾患の予防における目標等
  - c 口腔機能の獲得・維持・向上における目標等
  - d 障がい児者及び要介護者の歯と口腔の健康づくりの推進における目標等
  - e 歯と口腔の健康づくりを推進するための社会環境の整備における目標等
- (イ) 県民の行動目標

## ウ 歯科保健医療サービス提供のための環境整備に係る施策の方向

- (ア) 普及啓発
  - a 8020 運動
  - b オーラルフレイル
  - c 歯科検診受診
  - d フッ化物応用等
  - e 口腔機能の健全な育成及び維持・向上
  - f 県民主体の活動との連動
  - g その他
- (イ) 歯と口腔の健康づくりに関する調査及び研究
- (ウ) 歯科保健医療情報の収集及び提供
  - a 歯科保健に関するデータベースの充実
  - b 歯科保健医療情報の収集及び発信
- (エ) 歯科保健医療提供体制の充実
  - a 医科歯科連携
  - b 周術期歯科保健
  - c 感染症対策
- (オ) 人材の育成
  - a 歯科専門職、保健・医療・福祉関係者、教育関係者等
  - b 歯と口腔の健康づくりボランティア
- (カ) 県及び政令市・市町村等との連携体制の強化
- (キ) 大規模災害時の歯科口腔保健

## エ 計画の推進

- (ア) 計画推進体制
- (イ) 関係機関・団体等の役割一覧
- (ウ) 目標一覧

### (3) 今後のスケジュール

令和5年11月	神奈川県歯科保健医療推進協議会計画評価・策定部会の意見を聴取
12月	第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告
令和5年12月 ～令和6年1月	改定計画素案に対するパブリックコメントを実施
1月	神奈川県歯科保健医療推進協議会計画評価・策定部会計画評価・策定部会の意見を聴取
2月	神奈川県歯科保健医療推進協議会の意見を聴取
2月	第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告
3月	計画の改定

## 8 「神奈川県がん対策推進計画」の改定について

平成30年3月に改定した「神奈川県がん対策推進計画」（平成30年度～35年度）について、計画期間が満了することから、令和6年3月に改定を予定しており、今般、改定計画の骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

本県のがん対策を総合的、計画的に推進するために「神奈川県がん対策推進計画」を改定する。

#### イ 計画の性格

「がん対策基本法」に基づく都道府県がん対策推進計画である。

#### ウ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 計画改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 国のがん対策推進基本計画（令和5年3月）との整合。
- ・ 県の関連計画（神奈川県保健医療計画（第8次）、かながわ健康プラン21（第3次）、神奈川県医療費適正化計画、神奈川県肝炎対策推進計画、神奈川県循環器病対策推進計画、かながわ自殺対策計画、かながわ高齢者保健福祉計画、神奈川県感染症予防計画）、国の施策（「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月閣議決定）」）等との調和。

### (2) 改定骨子案

#### ア はじめに

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の性格
- (ウ) 計画期間
- (エ) 計画の対象区域

#### イ 計画改定の背景

- (ア) がんを取り巻く現状と今後
  - a 神奈川県の人人口
  - b 神奈川県のがん罹患数と罹患率の推移
  - c 神奈川県のがん生存率の状況
  - d 神奈川県のがんによる死亡の状況



- e 神奈川県のがん検診受診状況
- f がんに必要な医療費の状況
- (イ) がん対策推進計画（平成30年度～令和5年度）の分析・評価

## ウ 取組の方向性

- (ア) 全体目標
- (イ) 分野別の目標
- (ウ) 施策体系

## エ 施策展開

- (ア) 未病改善等によるがん予防
  - a 1次予防
    - (a) 未病を改善する取組みの推進
    - (b) たばこ対策の推進
    - (c) 感染症対策の推進
  - b 2次予防
    - (a) がん検診の受診促進
    - (b) がん検診の精度向上
- (イ) 患者目線に立ったがん医療の提供
  - a がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療提供体制等
    - (a) 県立がんセンター及び県がん診療連携協議会の役割
    - (b) 医療提供体制の均てん化・集約化
    - (c) がんゲノム医療の提供
    - (d) チーム医療の推進
    - (e) 医科歯科連携
    - (f) がんのリハビリテーション
    - (g) 支持療法の推進
    - (h) 緩和ケアの提供
    - (i) 妊孕性温存療法
  - b 希少がん・難治性がん対策
  - c 小児・AYA世代のがん対策
  - d 高齢者のがん対策
  - e がん登録の推進
- (ウ) それぞれの立場で進めるがんとの共生
  - a がん患者及びその家族等への支援
    - (a) 相談支援
    - (b) 情報提供
    - (c) がん患者団体・ピアサポーター等との連携
  - b 就労を含めた社会的な問題への対策
    - (a) 就労支援

- (b) アピアランスケア
- (c) がん患者の自殺対策
- c ライフステージに応じた支援
  - (a) 小児・AYA世代
  - (b) 高齢者
- d 緩和ケアの人材育成・普及啓発
  - (a) 緩和ケア人材の育成
  - (b) 在宅緩和ケア・地域包括ケアの推進
  - (c) 緩和ケアの普及啓発
- e がんに対する理解の促進
  - (a) がん教育の推進
  - (b) がんに関する知識の普及啓発

#### オ 推進体制及び進行管理

- (ア) 推進体制
- (イ) 進行管理
- (ウ) 計画の目標値等

#### (3) 今後のスケジュール

令和5年9月	がん対策推進審議会で審議
9月	第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画骨子案を報告
11月	がん対策推進審議会で審議
12月	第4回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告
12月	改定計画素案に対するパブリックコメントを実施
令和6年1月	がん対策推進審議会で審議
2月	第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3月	計画の改定

## 9 「神奈川県循環器病対策推進計画」の改定について

令和4年3月に策定した「神奈川県循環器病対策推進計画」（令和4年度～5年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

本県の循環器病対策を総合的、計画的に推進するために「神奈川県循環器病対策推進計画」を改定する。

#### イ 計画の性格

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づく都道府県循環器病対策推進計画である。

#### ウ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 計画改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 国の循環器病対策推進基本計画（令和5年3月）との整合。
- ・ 県の関連計画（神奈川県保健医療計画（第8次）、かながわ健康プラン21（第3次）、神奈川県がん対策推進計画、神奈川県医療費適正化計画、かながわ高齢者保健福祉計画、神奈川県感染症予防計画）、国の施策（「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月閣議決定）、「腎疾患対策検討会報告書（平成30年）」）等との調和。

### (2) 改定骨子案（※下線部は、新たに盛り込む項目）

#### ア 基本的事項

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画期間
- (ウ) 関連する計画等

#### イ 全体目標

#### ウ 本県の保健医療の現状

- (ア) 高齢化の進展
- (イ) 平均寿命と健康寿命
- (ウ) 死亡原因における循環器病の割合
- (エ) 循環器病の死亡率

- a 脳血管疾患年齢調整死亡率
- b 心疾患の年齢調整死亡率
- (オ) 介護が必要になった原因の構成割合（全国の状況）

## エ 個別施策

- (ア) 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等
  - a 未病改善や正しい知識の普及啓発
  - b 健診の普及や取組の推進
- (イ) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
  - a 循環器病の救急搬送体制の整備
  - b 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
  - c リハビリテーション等の取組
  - d 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
  - e 循環器病の緩和ケア
  - f 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
  - g 治療と仕事の両立支援・就労支援
  - h 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
  - i 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- (ウ) 循環器病の研究推進
  - a 現状と課題
  - b 取り組むべき施策

## (3) 今後のスケジュール

令和5年9月	循環器病対策推進協議会で協議
9月	第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画骨子案を報告
11月	循環器病対策推進協議会で協議
12月	第4回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告
12月	改定計画素案に対するパブリックコメントを実施
令和6年1月	循環器病対策推進協議会で協議
2月	第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3月	計画の改定

## 10 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定について

令和3年3月に策定した「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和3年度～令和5年度）について、計画期間が満了することから、令和6年3月に改定を予定しており、今般、改定計画の骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

本県のギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に進めていくために「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を改定する。

#### イ 計画の性格

ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」である。

#### ウ 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 計画改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて策定する。

- ・ ギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和4年3月閣議決定）との整合
- ・ 県の関連計画（神奈川県保健医療計画、かながわ健康プラン21、神奈川県アルコール健康障害対策推進計画、神奈川県再犯防止推進計画等）との整合。
- ・ 現計画の個別目標の達成状況、本県の現状を踏まえた対応。

### (2) 改定骨子案

#### ア はじめに

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の性格
- (ウ) 計画期間
- (エ) 計画の対象
- (オ) ギャンブル等依存症について

#### イ 計画改定の背景

- (ア) ギャンブル等の状況
- (イ) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計数
- (ウ) ギャンブル等依存症に関する取組状況
- (エ) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況

- (オ) 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第1期）の分析・評価

#### ウ 取組の方向性

- (ア) 計画の基本理念
- (イ) 計画の基本方針
- (ウ) 全体目標
- (エ) 施策体系

#### エ 施策展開

- (ア) 発症の予防
- (イ) 進行の予防
- (ウ) 回復及び再発予防に向けた支援
- (エ) 基盤整備

#### オ 推進体制及び進行管理

- (ア) 推進体制
- (イ) 進行管理
- (ウ) 計画の目標値等

### (3) 今後のスケジュール

- 令和5年11月 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会、神奈川県精神保健福祉審議会で協議
- 12月 第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告
- 令和5年12月 改定計画素案に対するパブリックコメントを実施  
～令和6年1月
- 1月 ギャンブル等依存症対策推進協議会、精神保健福祉審議会で協議
- 2月 第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告
- 3月 計画の改定

## 11 「医療法施行条例」の一部改正について

令和5年6月の医療法施行規則の一部改正により、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準である「病院の従業者及びその員数」が改正されたことから、医療法施行条例を改正する必要があるため、その概要について報告する。

### (1) 改正の概要

#### ア 改定の趣旨

医療法第21条第1項第1号において、病院は、都道府県の条例で定める員数の従業者を有しなければならないとされており、同条第3項において、都道府県は、員数を条例で定めるに当たっては医療法施行規則で定める基準に従うべきとされている。

医療法施行規則第19条第2項で定める従うべき員数の基準のうち、栄養士については、病床数が100床以上の病院にあつては、1名配置することとされていた。

こうした中、令和3年5月28日に自由民主党・データヘルス推進特命委員会の提言において「医療法施行規則における配置基準についても栄養士または管理栄養士1名以上となった介護保険施設における配置基準と同様の考え方で早急に検討すること。」との内容が盛り込まれた。

これを契機とし、令和5年6月に医療法施行規則が一部改正されたことから、規則で定める基準に従うこととされている医療法施行条例を改正するものである。

#### イ 改正の内容

医療法第21条第1項第1号の規定による病院に置くべき従業者のうち、「栄養士 病床数が100床以上の病院にあつては、1」を「栄養士又は管理栄養士 病床数が100床以上の病院にあつては、1」に改正する。

### (2) 今後のスケジュール

令和5年11月	第3回定例会へ条例改正案議案を提出
12月	改正条例の公布
令和6年4月	改正条例の施行

## 12 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学第二期中期目標の策定について

平成 29 年 12 月に策定した「公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）第一期中期目標」（平成 30 年度～令和 5 年度）の目標期間が終了することから、今年度中に令和 6 年度を初年度とする新たな中期目標を策定することとしており、今般、その素案を作成したので報告する。

### (1) 第二期中期目標策定の概要

#### ア 策定の趣旨

社会状況が大きく変化する中、引き続き、自主・自律的な大学運営のもと、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、当該分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成し、その成果を社会に還元し、県民の健康と生活の向上に寄与することを大学に指示するため、第二期中期目標を策定する。

#### イ 目標期間

令和 6 年度から令和 11 年度の 6 年間とする。

#### ウ 目標の位置づけ

- ・ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、知事が大学に対し達成すべき業務運営に関する目標を指示する。
- ・ 中期目標の策定にあたっては、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- ・ 大学は、中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、これに基づいて業務を遂行する。

### (2) 第二期中期目標策定の考え方

大学の掲げる基本理念及びミッションに基づき、第一期中期目標期間の見込評価や終了時の検討結果、法改正の内容等を踏まえて策定する。

#### ア 第一期中期目標期間の見込評価（※令和 4 年 9 月厚生常任委員会報告）

- ・ 大学は平成 30 年に法人化し、その質の高い教育研究活動を継続しつつ、法人の機動的かつ効率的な業務運営体制を構築し、自己収入の増加や経費の抑制による財務内容の改善に取り組んできた。
- ・ コロナ禍においても教育研究等の質の向上に努め、オンラインを活用した公開講座の実施や教職員による感染症対策にかかる支援活動等、地域貢献活動についても止めることなく推進し、3つのキャンパスのそれぞれの強みを生かした業務運営を着実に進めた。
- ・ 以上のことから、中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績については、中期目標を達成する見込みである。



## イ 第一期中期目標の期間の終了時の検討

第一期中期目標期間の終了にあたり、法に基づく検討を行い、評価委員会の意見聴取を行った。

- ・ 第一期中期目標期間の見込評価等を踏まえ、地域に貢献する大学としての基本理念が着実に具体化されている。
- ・ また、組織及び業務の全般について適切な運営が図られていると認められる。
- ・ 以上のことから、大学が業務を継続することは妥当である。

## ウ 国の法改正

第13次地方分権一括法により地方独立行政法人法の一部が改正され、公立大学法人においては、中期計画に「中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標」を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止することとなった。(令和6年度から開始する中期目標・中期計画に適用)

## エ 第二期中期目標の考え方

第一期中期目標を踏襲しつつ、社会状況の変化等を踏まえ、次の考え方により策定する。

- ・ 保健、医療及び福祉の各領域で地域や国際社会においてリーダーとして活躍できる人材の育成、大学のミッションであるヒューマンサービスを基軸にイノベーションを担うマインドをもって社会的課題の解決に向けて積極的に向き合う人材を育成する。
- ・ 県と連携し、大学の知見、資源を生かした未病の改善による健康寿命の延伸や感染症等の研究に取り組み、政策立案に活かすとともに、社会実装を推進することで、県民の保健福祉の向上に寄与する。
- ・ 研究を通じた政策提言などにより、社会システムにおけるイノベーションの創出に積極的に貢献する。
- ・ 法改正を踏まえ、中期計画に適切な評価指標を導入できるよう、項目の重点化を図る。

## (3) 第二期中期目標（素案）の概要

### ア 前文

- ・ 「ヒューマンサービス」というミッションを目指した教育、研究及び地域貢献への取組
- ・ 公立大学法人移行後の取組み
- ・ 第二期中期目標の方向性

### イ 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間

### ウ 教育研究等の質の向上に関する目標

(ア) 教育に関する目標

a 人材の育成

(a) 学部教育

保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の連携と総合化を実現できる能力を有する人材を育成

(b) 大学院教育

- ・ 保健福祉学研究科博士前期課程では、保健、医療及び福祉に関わる広い理解を持ってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を育成
- ・ 保健福祉学研究科博士後期課程では、専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探究し、かつ高度な専門的知識を有する研究者、教育者を育成
- ・ ヘルスイノベーション研究科では、超高齢社会を迎えている中、「未病」の概念を踏まえて、イノベーションを起こすことができる人材を育成

(c) 現任者教育

実践教育センターにおいて、急激な社会環境の変化に適応するために必要なスキルを身につけ、新たなニーズに対応できる現任者教育のあり方を検討し、推進

b 教育内容等

- ・ 教育内容の継続的な改善を図るため、カリキュラムポリシーの必要に応じた見直し
- ・ 効果的な授業形態、教育方法の継続的な工夫
- ・ ディプロマポリシーに基づいた授業の到達目標の明示による学修成果の適正評価
- ・ 教育の質を確保するためデジタル技術を活用した教育研究の機能強化

c 教育の実施体制の整備

- ・ 質の高い教育を実施するための適切な教員配置、優れた教員の確保及び社会状況の変化にも対応したファカルティ・ディベロップメント活動の充実
- ・ デジタル技術の活用促進
- ・ 施設や教育備品等の計画的な整備と適切な維持管理による教育環境の向上

d 学生の受入れ

- ・ 適切な入学者選抜及び選考実施
- ・ 社会人やグローバル人材の育成・活躍推進
- ・ 社会ニーズの変化や時代の要請を的確にとらえた入学者受入れのあり方検討

(イ) 学生への支援に関する目標

- ・ 学生への学習支援、健康及び生活に関する支援及びキャリア支援
- ・ イノベーションを起こす人材の輩出に向け、起業をはじめとする学生のチャレンジを支援する取組の実施
- ・ 留学生の獲得や国際的な学生交流の推進

(ウ) 研究に関する目標

- ・ 県との連携による、大学の知見・資源を生かした未病の改善による健康寿命の延伸や感染症等の研究への取組
- ・ 質の高い研究を行うための研究活動推進体制の整備
- ・ 教員による競争的外部資金獲得への積極的な取組

(エ) 社会貢献に関する目標

a 地域貢献

- ・ 大学が有する人的資源及び教育研究成果を活用した、地域との連携及び協働の推進
- ・ 保健、医療及び福祉の向上及び地域の活性化のための継続的な教育資源の還元

b 産学官連携・国際協働

- ・ 企業や行政機関等との研究協力の推進
- ・ 研究を通じた県への政策提言
- ・ 国内外の教育研究機関と連携した多様な教育研究活動や、教員の国際的活動の推進

**エ 業務運営の改善及び効率化に関する目標**

(ア) 運営体制の改善に関する目標

- ・ 法人の機動的かつ効率的な運営体制の構築、
- ・ 意思決定や執行に至る過程についての透明性確保

(イ) 人事の適正化に関する目標

- ・ 組織の活性化や業務の質の向上を図るための人事制度、職員の採用基準及び評価基準の見直しと弾力的運用
- ・ 優れた人材の確保

(ウ) 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ・ 教育研究に対するサポート機能の向上と法人・大学運営の効率化を図るための事務組織見直し
- ・ 事務手続きのデジタル化推進

**オ 財務内容の改善に関する目標**

- ・ 経営の安定化を図るための外部資金獲得及び自己収入の確保
- ・ 資産の安全かつ確実な運用と適切な管理

**カ その他業務運営に関する重要な目標**

- ・ 施設設備の適切な維持管理及び地域開放などによる有効活用
- ・ 防災等に係る危機管理体制の適宜見直し

- ・ 情報セキュリティ対策の充実、個人情報保護その他の安全管理対策
- ・ 法令遵守、人権啓発、環境への配慮
- ・ 運営状況の透明性と説明責任を果たすための、教育研究及び組織運営の状況に関わる情報の積極的公開

**キ 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標**

- ・ 教育研究活動の状況についての自己点検・評価及び外部からの点検・評価
- ・ 自己点検・評価及び第三者評価実施結果の積極的公表

**(4) 今後のスケジュール**

令和5年10月	中期目標（案）に係る評価委員会からの意見聴取
11月	令和5年第3回定例会に第二期中期目標に係る議案を提出
12月	大学へ第二期中期目標を指示（見込み）
令和6年2月	大学から県に対し第二期中期計画の認可申請
3月	知事が第二期中期計画を認可

**<別添参考資料>**

- ・ 参考資料2 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学第二期中期目標（素案）
- ・ 参考資料3 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標 第一期と第二期（素案）の比較